

第3号議案 会則改訂（案）承認に関する件

◆現行の同窓会活動と会則に不合理な点があり、以下項目をポイントに改訂する。

＜主な修正ポイント＞

- ①名称変更：（旧）東海大学附属高等学校同窓会⇒（改訂）東海大学付属浦安高等学校同窓会
- ②旧字変更：（旧）「附属」⇒（改訂）「付属」 ※代々木時代の名称は「附属高等学校」
- ③会員（第2章）の対象：「東海大学付属浦安高等学校同窓会」を追加
- ④役員変更及び訂正：役員構成（数）と名称変更（監査⇒監事）及び追加（幹事長）
- ⑤代議員の運用変更：代議員制度を現行の運営状況と合わせる（同窓会幹事のサポート、他）

修正後の会則

東海大学付属浦安高等学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は東海大学付属浦安高等学校同窓会と称し、事務局を東海大学付属浦安高等学校内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦向上を計り、各自の社会的活動の向上、社会に貢献することを目的とし、併せて母校の限りなき発展に寄与する。

第2章 会員

第3条 本会は東海大学附属高等学校卒業生と東海大学付属浦安高等学校卒業生を以て組織し、これを正会員とする。又修了生その他卒業生に準ずる会員を準会員とする。

第4条 東海大学総長を名誉会長とし、母校歴代校長、歴代会長を顧問、母校現教員及び旧教職員を特別会員とする。

第5条 本会に特別功勞のあつた者は名誉会員として推薦する。

第3章 役員

第6条 本会には次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、会計2名、事務局長1名、書記2名、幹事長1名、幹事若干名、代議員若干名、監事1名

第7条 役員の会務は次の通りとする。

- 1. 会長は、会を代表し、会の業務を総括する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長を代行する。
- 3. 会計は、会計事務及び会計報告の作成
- 4. 事務局長は、事務的業務を担当する。
- 5. 書記は、書記業務を担当する。
- 6. 幹事長は、役員会によって定められた職務を統括する。
- 7. 幹事は、役員会によって定められた職務を行う。
- 8. 監事は、会計監査を行う。

第8条 役員の任期は3年とし、任期中に役員に欠員あるときは会長の責任において補充する。
なお、委員の選出補充については役員会にて決定することができる。

第4章 事業

第9条 本会は第2条の目的を達成するために次のような事業を行う。

1. 役員会の決定により総会を開催する。重要事項あるときは臨時総会を開くことがある。
2. 母校との連絡は会長がこれに当る。

第5章 会計

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第11条 本会の運営は終身会費、寄付金その他の収入によりこれを賄う。

第12条 終身会費は10,000円とする。

第13条 納入した終身会費、その他は一切返却しない。

第6章 附則

第14条 本会則は総合の決議により改正することが出来る。

第15条 代議員会の運営については別に定める。

以上

※本会則は昭和34年4月1日より実施する。

昭和56年11月14日改訂

平成8年7月15日改訂

平成27年6月26日改訂

令和3年6月4日改訂

「代議員会の運営について」

1. 活動

- ア) 適宜代議員会を開くこと。
- イ) 適宜クラス会を開くこと。
- ウ) 会員の住所変更をつかんでおくこと。

2. 選出

- ア) 代議員は各クラス会にて決定することを原則とする。
- イ) 同窓会役員会で決定した日時までに代議員を決定出来ないクラスには、同窓会役員会で選出し委任する。
- ウ) 代議員の任期は原則3年とする。

3. 役務

- ア) 代議員は、同窓会幹事の職務をサポートする。
- イ) 同期生間の動勢（会合の状況等）を会長に報告する。
- ウ) 代議員はクラスを代表し、合議により会の運営を審議する。

以上